

## スマホアプリ決済を利用した納付に係るQ & A

PayPay、LINE Pay、モバイルレジといったスマートフォンの決済アプリを利用した納付方法（以下、「スマホアプリ決済」という）のQ & Aです。

スマホアプリ決済では、お持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードし、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、いつでもどこでも納付ができます。

### （１）スマホアプリ決済のしくみについて

- Q1 スマホアプリ決済により納付ができる税目は何ですか
- Q2 県民センター（県民センターの各事務所、隠岐支庁を含む。以下同じ）の窓口でスマホアプリ決済を利用した納付ができますか。
- Q3 スマホアプリ決済による納付に決済手数料は必要ですか。
- Q4 いつから、スマホアプリ決済で納付をすることができますか。

### （２）手続きについて

- Q5 スマホアプリ決済による納付をするために何を準備すればよいですか。
- Q6 スマホアプリ決済で利用する納付書に使用期限はありますか。
- Q7 納付書のコンビニ取扱期限を過ぎてしまった場合はどうすればよいですか。
- Q8 納付書の金額は変更することができますか。
- Q9 バーコードを読み取れないのですが、どうすればよいですか。
- Q10 納付書を紛失しましたが、スマホアプリ決済を利用した納付はできますか。
- Q11 口座振替で納付していますが、スマホアプリ決済を利用した納付はできますか。
- Q12 納税義務者以外の方がスマホアプリ決済を利用して代理納付することはできますか。
- Q13 一度スマホアプリ決済による納付手続きをすると次年度以降も自動的にスマホアプリ決済されますか。
- Q14 複数の納付書をまとめて納付手続きができますか。
- Q15 納付日はいつになりますか。
- Q16 領収証書は発行されますか。
- Q17 納付手続き後に自動車を廃棄（抹消登録）しましたが、どのように還付されますか。
- Q18 納付手続き後、誤ってコンビニエンスストアで二重に納付してしまいました。どうしたらいいでしょうか。
- Q19 スマホアプリ決済による納付を取り消すことはできますか。
- Q20 スマホアプリ決済による納付手続きが完了しているか確認する方法はありますか。

### （３）継続検査用納税証明書について

- Q21 スマホアプリ決済を利用して自動車税種別割を納付しました。継続検査用納税証明書は送付されますか。
- Q22 納税証明書は送らないとのことですが、車検時に継続検査用納税証明書は必要なくなったのですか。
- Q23 車検の前に運輸支局で納税確認はできますか。
- Q24 納付手続き完了から2開庁日以内に車検を受ける必要があります。スマホアプリ決済を利用して納付するにあたり、注意しなければならないことはありますか。

## (1) スマホアプリ決済のしくみについて

<b>Q1</b>	<b>スマホアプリ決済により納付ができる税目は何ですか</b>
A1	自動車税種別割の納付ができます。
<b>Q2</b>	<b>県民センターの窓口でスマホアプリ決済を利用した納付ができますか。</b>
A2	県民センター、金融機関又はコンビニエンスストア等ではスマホアプリ決済での納付はできません。
<b>Q3</b>	<b>スマホアプリ決済による納付に決済手数料は必要ですか。</b>
A3	決済手数料は必要ありません。 なお、アプリの利用は無料ですが、アプリのダウンロード時や利用決済時のパケット通信料は自己負担となります。
<b>Q4</b>	<b>いつから、スマホアプリ決済で納付をすることができますか。</b>
A4	令和3年度からスマホアプリ決済を利用して納付することができます。

## (2) 手続きについて

<b>Q5</b>	<b>スマホアプリ決済による納付をするために何を準備すればよいですか。</b>
A5	自動車税種別割納税通知書（納付書）とアプリをインストールしたスマートフォンを準備してください。 ただし、記載の税額が30万円を超えている納付書やバーコードの印字がない納付書はスマホアプリ決済を利用しての納付ができません。 なお、モバイルレジをご利用の方は、ネットバンキング契約を金融機関に申し込み、契約後アプリをインストールする必要があります。 また、モバイルレジの支払方法にある、「クレジットカードでのお支払い」、「口座振替申込」には対応していません。 ご利用イメージを島根県 HP に掲載していますので参考にしてください。
<b>Q6</b>	<b>スマホアプリ決済で利用する納付書に使用期限はありますか。</b>
A6	納付書記載の「コンビニ取扱期限」までです。
<b>Q7</b>	<b>納付書のコンビニ取扱期限を過ぎてしまった場合はどうすればよいですか。</b>
A7	最寄りの県民センターにご相談ください。 (お問い合わせ先 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/</a> )
<b>Q8</b>	<b>納付書の金額は変更することができますか。</b>
A8	金額変更はできません。納付書に記載の金額のみ納付手続きができます。
<b>Q9</b>	<b>バーコードを読み取れないのですが、どうすればよいですか。</b>

A9	<p>お使いの端末の機種、状態、読取環境によりバーコードの読取が正常にできない場合があります。</p> <p>次の点について、よくご確認いただき、再度バーコードの読み取りを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中、窓辺や明るい照明の下など光量が十分、かつ、均一なところで、読み取りをしてください。</li> <li>・スマートフォンの機種により、特に夜や暗い環境で、ピントが一致するまで時間がかかる場合があります。またスマートフォンのカメラの性能により、撮影された画像品質が悪い場合は、読取ができない場合があります。その場合は、レンズの汚れやくもりなどをお確かめの上、再度読み取りを行ってください。</li> <li>・バーコードを真上から読み取ってください。</li> <li>・表示される四角い枠内に合わせるのではなく、バーコードが読み取り画面の90%ほど表示されるように近づけて読み取ってください。</li> <li>・10秒以上読み取ってください。</li> <li>・携帯電話端末を横向きにして読み取ってください。</li> <li>・透明なガラステーブル等の上では正しく読取が行われない可能性があります。その場合は、白い紙などの上に納付書を置いて再度撮影してください。</li> </ul>
<b>Q10</b>	<b>納付書を紛失しましたが、スマホアプリ決済を利用した納付はできますか。</b>
A10	<p>納付手続きには必ず納付書が必要です。最寄りの県民センターにご相談ください。</p> <p>(お問い合わせ先 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/</a>)</p>
<b>Q11</b>	<b>口座振替で納付していますが、スマホアプリ決済を利用した納付はできますか。</b>
A11	<p>現在、口座振替をご利用の方はスマホアプリ決済による納付はできません。スマホアプリ決済による納付を希望される場合は、5月20日までに口座振替中止手続き等が必要です。</p> <p>詳しくは最寄りの県民センターへお問い合わせください。</p> <p>(お問い合わせ先 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/</a>)</p>
<b>Q12</b>	<b>納税義務者以外の方がスマホアプリ決済を利用して代理納付することはできますか。</b>
A12	<p>スマホアプリ決済を利用すれば、納税義務者以外の方の自動車税種別割を納付することができます。</p> <p>なお、納付手続き後のスマートフォンの画面や履歴には、自動車の登録番号は表示されません。取違いや二重納付のないようご注意ください。</p> <p>また、納付手続き完了後の取り消しはできませんので、トラブルにならないようご注意ください。</p>
<b>Q13</b>	<b>一度スマホアプリ決済による納付手続きをすると次年度以降も自動的にスマホアプリ決済されますか。</b>
A13	<p>複数年の継続的な手続きにはなりませんので、毎年手続きをしてください。</p>
<b>Q14</b>	<b>複数の納付書をまとめて納付手続きができますか。</b>

A14	同時に2枚以上の納付手続きはできません。納付書1枚ごとに納付手続きをしてください。
<b>Q15</b>	<b>納付日はいつになりますか。</b>
A15	スマホアプリ決済により納付手続きの操作が完了した日になります。
<b>Q16</b>	<b>領収証書は発行されますか。</b>
A16	領収証書は発行されません。 領収証書が必要な方は、県民センター、金融機関又はコンビニエンスストア等で納付してください。
<b>Q17</b>	<b>納付手続き後に自動車を廃棄（抹消登録）しましたが、どのように還付されますか。</b>
A17	減額されたことに伴い、多く納付された分は、後日島根県から納税義務者の方（納付書に記載されたお名前の方）に還付します。 具体的な還付方法については、還付の際、島根県からお送りする通知でご確認ください。 なお、減額されてから実際に還付されるまで2～3か月程度かかります。ご了承ください。
<b>Q18</b>	<b>納付手続き後、誤ってコンビニエンスストアで二重に納付してしまいました。どうしたらいいでしょうか。</b>
A18	二重納付をされた場合は、後日島根県から納税義務者の方（納付書に記載されたお名前の方）に還付しますが、納付手続きを完了した日から実際に還付されるまで2か月程度かかります。ご了承ください。
<b>Q19</b>	<b>スマホアプリ決済による納付を取り消すことはできますか。</b>
A19	納付手続き完了後は、取り消すことはできません。必ず注意事項を確認の上、手続きを行ってください。
<b>Q20</b>	<b>スマホアプリ決済による納付手続きが完了しているか確認する方法はありますか。</b>
A20	（PayPay） トップ画面の「請求書払い」アイコンから、履歴を確認できます。 詳しくは PayPay 株式会社へお問い合わせください。 （LINE Pay） ウォレット画面の「残高履歴」から確認できます。 詳しくは LINE Pay 株式会社へお問い合わせください。 （モバイルレジ） 納付手続きをした連携先金融機関のネットバンキングの取引履歴画面からご確認ください。 詳しくは連携先の金融機関にお問い合わせください。

### (3) 継続検査用納税証明書について

Q21	<b>スマホアプリ決済を利用して自動車税種別割を納付しました。継続検査用納税証明書は送付されますか。</b>
A21	島根県から納税証明書を送付することはありません。
Q22	<b>納税証明書は送らないとのことですが、車検時に継続検査用納税証明書は必要なくなったのですか。</b>
A22	車検更新時における自動車税種別割の納税確認については、都道府県と国土交通省（運輸支局）との間で電子確認することが可能となり、納税証明書の運輸支局への提示が省略できるようになっています。 スマホアプリ決済を利用して自動車税種別割を納付し完納となった場合、納付手続き完了から3開庁日以降であれば、運輸支局で納税の電子確認が可能になりますので、継続検査用納税証明書の提示は省略できます。 このため、島根県から納税証明書を送付することはありません。
Q23	<b>車検の前に運輸支局で納税確認はできますか。</b>
A23	運輸支局へ事前の問い合わせはできません。継続検査更新手続きの際に、運輸支局において納税が電子確認されます。 納税確認については、最寄りの県民センターへお問い合わせください。 （お問い合わせ先 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/sodan/</a> ）
Q24	<b>納付手続き完了から2開庁日以内に車検を受ける必要があります。スマホアプリ決済を利用して納付するにあたり、注意しなければならないことはありますか。</b>
A24	スマホアプリ決済による納付はしないでください。すぐに車検を受ける必要がある場合は、県民センターへご相談ください。